

令和2年度 第1回 新潟市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 会議録

【日 時】

令和2年8月28日（金曜）午後3時から午後5時

【場 所】

白山会館2階 蘭綾の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

【出席者】

<委 員>

美の委員、富田委員、佐藤委員、西村委員、林委員、廣川委員
計6名

（欠席委員：田中委員）

<事務局>

障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

【傍聴者】

なし

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 課長あいさつ・・・・・・・・ p 3
3. 自己紹介・・・・・・・・・・ p 4
4. 議事・・・・・・・・・・ p 6
5. 報告・・・・・・・・・・ p 8

1. 開会

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

全体会に引き続きまして、令和2年度第1回新潟市社会福祉審議会、障がい者福祉専門部会を開催いたします。本日司会を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の会議につきましては、会議録作成のため、録音をご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の配布資料の確認をお願いいたします。本日の次第、座席表、出席者名簿、資料1といたしまして、第4次新潟市障がい者計画及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の策定について。参考資料1といたしまして、第3次障がい者計画概要版、参考資料2といたしまして、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画概要版、以上でございます。不足がございましたら、お申しつけください。よろしいでしょうか。

2. 課長あいさつ

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開催にあたりまして、長浜障がい福祉課長よりごあいさつ申し上げます。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

皆さん、お疲れ様でございます。あらためまして、障がい福祉課長の長浜と申します。今日は本当にお忙しい中、また酷暑の中、こちらの会議のほうにご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様方におかれましては、日ごろから新潟市の障がい者政策につきましても、多大なるご理解、ご協力をいただいておりますことを、この場を借りて、あらためて感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日でございますけれども、次第のほうをご覧いただければわかる通り、初めに議事といたしまして、こちらの分科会の会長と副会長の選出というものを行わせていただきたいと思っております。そのあと報告ということで、先ほど全体会のほうでもお話をさせていただきましたけれども、こちらの計画の策定について、もう少し全体会のときよりも詳しく説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今年度、今ほどお話しさせていただいた通り、計画の策定の年ということで、やはり普段とちょっと違って、特別な重要な年であるというふうに私どもも思っておりますし、春先からの新型コロナのまん延ということもあって、やはり今年はちょっと特別な年だなというふうに思っております。今新しい生活様式でというようなことがいろいろ言われておりますけれども、特に障がいのある方にとっては、そういった今の状況を踏まえた中で生活を変えていくということが、簡単にできる方とそうではない方がいらっしゃると思いますので、そういったところも踏まえながら、計画の策定であるとか、障がい者施策の推進というところに取り組んでいきたいと思っております。

皆様方の任期は3年ということになりますけれども、それぞれの立場で、何か気付いたこと、ご意見等ございましたら、忌憚なくご意見を出していただければと思っております。新潟市の福祉行政が少しでも前進するように、皆様と一緒に頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

次に、本日の委員の出席状況でございますが、田中委員から欠席のご連絡をいただいております。7名中6名の委員出席により、過半数に達しており、新潟市社会福祉審議会運営要綱第10条の規程により、この専門分科会が成立していることをご報告いたします。

3. 自己紹介

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

本日は、先ほどの全体会でもありました通り、審議会議員の改選後、初めての分科会でございます。そこで、あらためて、皆様から簡単に自己紹介をお願いいたしたいと思っております。それでは、お手数ですが、美の委員から順に自己紹介をお願いいたします。

(美の委員)

先ほどは名前だけでしたが、一応今回は分科会ということなので。新潟市議会議員、中央区選出の美のよしゆきと申します。所管委員会は市民厚生常任委員会ということで、ちよどここの障がいの部分も所管のうちとしてさせていただいております。ぜひ皆様のご意見を、また議会のほうにも反映していきたいという思いで参加させていただいておりますので、活発なる意見交換に参加させていただければと思う次第です。よろしくお願いたします。

(富田委員)

富田です。よろしくお願いたします。はたちの自閉症と、あと知的障がいのある子どもがおりまして、中学のとき暴れ出して大変だったんですけれども、今は落ち着いて過ごせるようになってきました。保護者として、何かお力になればなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(佐藤委員)

身体障がい者福祉協会の会長をしております、佐藤と申します。私は生まれは北蒲原というか、北区なんですけれども、こういう状況の中で会長させられておりますので、よろしくお願いたします。

(廣川委員)

廣川と申します。民生委員の、障がい者の部会の会長をさせていただいております。民生委員の立場から、何かできることがあればと思って参加しておりますので、今後ともよろしくお願申し上げます。

(林委員)

林と申します。今年の3月まで、新潟大学で教授をしておりました。専門は医療工学、福祉工学です。自閉症の子どものためのコミュニケーションエイドや、肢体不自由の人のためのスイッチの開発を行ってまいりました。それから今から12年前に、新潟市と一緒に、障がい者福祉課とまさに一緒に、障がい者ITサポートセンターというのを立ち上げまして、3月までセンター長、今は顧問でまだやってるんですけれども、実際に行政と一緒に、技術を社会に活かす活動というの12年間続けてきました。

ちょっと自慢なんですけど、これほど広い福祉の部、障がいのある方に対してITサポートをしているサポートセンターって、新潟市だけだと思います。東京はちょっと別なんですけど、人口比から考えれば、新潟市のITサポートセンター、全国一ではないかと思ってい

ます。なぜできるかと言うと、やっぱり学校の協力、それから障がい福祉課との協力関係。もう Zoom で会議をするぐらいに、頻繁に意見を取りまとめながらやっているという状況です。

それからやっぱり学校の教育はすばらしくて、だけど残念ながら、先ほどちょっと意見言ったんですけど、中学校・高校がかなり遅れている。実は構造的問題がありまして、新潟県の教育委員会は、障がい福祉が義務教育機関の中の一部門なんです。だから課長がないんですよ。神奈川なんか見ますと、障がい福祉と初等教育と中等教育が並列なんです。ちゃんと課長がいるんです。それが恐らく中学校・高校での、障がい児教育の、ちょっとあまり普及してないなというところの原因になってるのではないかなという気がします。役所は縦割りなので、皆さんわかってるんですけど、残念ながら周知徹底が図られてないのと、やはり福祉と教育との連携不足という感じがします。われわれがつないでいるような状態で。それでもそういう道があるということが、未来を感じさせるなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

(西村委員)

皆さんこんにちは。新潟県立大学の西村愛と申します。去年の4月に県立大に着任して、新潟市民になりました。それまでは青森に10年いて、出身は大阪です。主人が新潟県の加茂市の出身なので、今両方の両親が倒れてしまったので、ダブルでちょっと死にそうになっています。自分の研究としては、知的障がいがある人が、親亡きあとも地域で安心して暮らすという研究を、20年以上続けています。あと、先ほども先生がおっしゃっていた合理的配慮についても研究をしていて、いくつか新聞とかでも発表をしたりしています。

この審議会の部会では、安心して地域で暮らすということをするためには、どんな計画がいいかなということで、協力できればと思います。よろしくお願いいたします。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。事務局につきましては、配布しました名簿をご覧ください。この体制で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

4. 議事

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

続きまして、次第4の議事に移りたいと思います。本日の議事は、専門分科会長及び副会長の選出ですが、分科会長が選出されるまでは、司会のほうで進行させていただきます。

分科会の会長及び副会長は、新潟市社会福祉審議会運営要項第9条第1項の規程により、委員の互選により決定することとなっております。本日欠席の、前分科会長である田中委員からは、これまで医師会が分科会長を務めてきた経緯もあり、自分に推薦があった場合、分科会長を引き受けても構わない旨、事前に了承をいただいております。つきましては、皆様の中で立候補される方、推薦される方がいらっしゃれば、その中から選出したいと存じますが、立候補、もしくは推薦などありますでしょうか。佐藤委員お願いいたします。

(佐藤委員)

今まで分科会長は医師会の方、それから副会長は手をつなぐ育成会の方がやっておられまして、これをまた継続してやっていただければ幸いですので、よろしく願いいたします。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

佐藤委員の案について、いかがでしょうか。美の委員、お願いします。

(美の委員)

この委員会に入るのは初めてなのでわからないのですが、委員長が欠席のまま、本人がいいからいいというのも、会としていかなものかだと思います。本来は委員長は、会を統括していただく方なので、原則欠席をしないでいただく方でないといけないのではないかなというのが、私の思いです。その中で、もしであれば、委員長と副委員長、例えば逆にする形でもかまいませんので、田中様が毎回今後は出られますという確約が取れているのであれば、今の佐藤委員の意見を是とする可能性もありますが、今後も欠席する可能性が高い方だとしたら、医師だからという理由ではなくて、委員会にちゃんと出ただけの方を委員長とするほうが適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

ご意見のほうありがとうございます。田中委員の出席状況については、これまでは出席をされてたのですけれども、今回はどうしても全体会とのほうの日程に合わせてこの分科会を開催しなければいけないということで、どうしても都合がつかないということで、今回やむを得ず欠席になったという経緯もございまして、今ほどのご提案があったのかなというふうに思っております。

今後、分科会を開催するときには、基本的には会長の日程を調整した上で、私ども開催したいと思っておりますので、そこについては、会長になられた方、どなたがなられても、

その方に合わせた形で基本的には開催したいというふうに思っております。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

今ほど課長の説明にもございましたが、総合いたしまして、何かご意見ほかにある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

佐藤委員のほうからご推薦いただきまして、今後も分科会の日程は、会長の日程優先ということで、こちらのほうで決定させていただきます。会長の日程優先でいくので、今後欠席ということはないのかなというふうに考えております。分科会長は田中委員、副会長は佐藤委員のご推薦により、富田委員にお願いしたいと存じます。

なお、先ほども説明した通り、田中委員は本日欠席ですが、事前に、他に立候補・推薦がなかった場合には、分科会長を引き受けていただく内諾を得ております。よろしいでしょうか。

(一同)

意義なし。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございます。それでは新たに分科会長・副会長になりました田中委員、富田委員から、一言ごあいさつをいただきたいと存じますが、田中委員は本日は欠席ですので、副会長になりました富田委員から、一言ごあいさつをお願いいたします。

(富田副会長)

山田さんがずっと長く務められていたんですけれども、育成会の名を汚さぬように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは、今後の進行については、副会長の富田委員にお願いいたします。

5. 報告

(富田副会長)

それでは、ここからの進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

報告の第4次新潟市障がい者計画及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

それでは、障がい者計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定について説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

先ほどの全体会のほうでも説明をしたので、重複する部分もございますけれども、まず初めに、資料1をご覧ください。資料1の、第4次障がい者計画(1)計画の位置付けということになります。こちらにつきましては、障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における状況等を踏まえ、市町村障害者計画を策定しなければならないとされており。そこで、参考資料としてお配りしております、参考資料の1をご覧くださいませでしょうか。こちらが、現行の障がい者計画であります、第3次新潟市障がい者計画と、2期前の障がい福祉計画と一緒にしているのですが、この参考資料1の前半分が、現行の障がい者計画ということになります。こちら中を見ていただきますと、計画の位置付け、基本理念というものを定めた上で、それに基づく基本目標というものを定めます。それ以降、2ページから5ページぐらいまでが、こちら概要版になるんですけれども、2ページは計画の構成ということで目次のようなものになりますし、3ページからが主な施策ということで、基本目標に基づいたような形で、どのような取り組みを進めていくかというようなことを定めているというようなものになります。ただし、こちらの計画の中では、どれぐらいの量サービスを提供していくとか、あまり具体的なことではなくて、こういうことをやっていきますという方向感を定めた計画、これが障がい者計画というふうにイメージしていただければなと思っております。

資料1のほうに戻っていただきまして、こちらの次期計画につきましては、これまでの計画が6年だったこともございますので、令和3年度から令和8年度までの6年間で、計画の期間としたいというふうに考えております。

計画の基本的な考え方については、国によって示された基本指針に即しながらも、現行の第3次の障がい者計画を継承することを基本としつつ、国の障がい者基本計画や県の障がい者計画、それからアンケート調査の結果等を踏まえて策定をしていくということになります。

続いて、資料1の2ページをご覧ください。こちらが第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画についての位置付けですとか計画期間についての考え方ということになります。

まず初めに、計画の位置付けでございますが、この障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規程に基づく「市町村障害福祉計画」でございます。障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規程に基づく「市町村障害児福祉計画」でございます。どちらの計画も、市町村は国の基本指針に即して策定するものというふうにされてお

ります。

なお、障害者総合支援法及び児童福祉法において、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、一体のものとして策定することができると規定されており、本市におきましては、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体のものとして策定をしておりますし、次期計画も一体のものとして作成をしていきたいというふうに考えているところでございます。

そこで、参考資料の2のほうをご覧くださいませでしょうか。こちらが、現在の第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画の概要版ということになります。

1ページには計画の概要、2ページには計画の基本理念、基本的な考え方というものが書いてございまして、3ページから5ページまでが、平成32年度における成果目標ということで、13の目標を設定してございます。今年度、最終的にはこれがどこまで達成できるかということになりますけれども、今現在の状態ですと、13のうち9つぐらい目標を今達成できている状況で、4つほどまだ目標が未達成の状況になっております。まだこれから期間がありますので、頑張れるところでありまして、最終的にどこまでいけるかというのは、今年度終わってみてということになります。

6ページ以降が、今度はサービス見込み量ということで、障がい福祉サービスをどれぐらい各年度提供していくかという目標値を、具体的に設定した部分ということになります。こちらについても、各年度ごとに目標を設定しておるんですけども、基本的には32年度が大体一番サービス提供量が多いという状況になっておりますので、これにどこまで近づけることができるかという状況でございます。今現在、数えると全部で65目標があるかと思うんですけども、大体8割ぐらいの項目について、80パーセント以上ぐらいの達成率になりそうだとこのところでございます。残った20パーセントが、60パーセントぐらいの達成率にとどまっているとか、もしくはまるっきり達成できないといった項目が出てくるかと思っておりますけれども、こういったところも今年度引き続き頑張っていきたいと思っております。これが障がい福祉計画ということで、より具体的な目標を設定した計画ということになります。

資料の1の2ページのほうに戻っていただきまして、こちらの障がい福祉計画のほうにつきましての計画期間については、国のほうの基本指針で、3年というふうに定められておりますので、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画となる予定でございます。

続いて、(3)計画策定の基本的な考え方ですけれども、国により示された基本指針に即しながらも、障がい者計画との調和を図りつつ、これまでの本市の実績や実情、アンケート調査等を踏まえて策定をしていくということになります。なお、令和2年の5月に、国の基本指針が示されておりますけれども、この国から示された基本指針の中では、障がい者の重度化・高齢化に対応した、適切な障がい福祉サービスの提供、それから障がい者の地域における社会参加を促進するため、障がい福祉人材の確保・育成、それから強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実、それから相談支援体制の充実・強化などが、新たな項目として国のほうで盛り込まれましたので、私どもの計画におきまして、こういった視点を踏まえて内容の拡充というものを図っていかなければいけないと考えているところでございます。

続いて、3ページ、ニーズ把握の方法ということで、ご説明をさせていただきます。次期計画の策定にあたりまして、障がい当事者の状況等を踏まえるために、7月から8月に

かけて、2種類のアンケート調査を行いました。1つ目が、障がい福祉施策に関するアンケートということでございまして、身体・知的・精神・発達・難病の種別ごとに、それぞれ約1割の方を無作為に抽出いたしまして、合計で約5,000人の方にアンケートを送付いたしました。

それから2つ目が、障がい児福祉施策に関するアンケートでございます。こちらは、障がい児福祉計画を策定する上で、必要なニーズ把握のために実施したもので、市内の特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校、児童発達支援センターこころん、それからはまぐみ小児療育センターの利用者を対象に、大体1割から1.5割ぐらい、合計で約450人の方にアンケートを送付させていただきました。こちらの2つのアンケート調査の結果について、現在集計分析作業を行っているというところでございます。

最後、4ページ、策定スケジュールになりますが、これまでの動きとして、今ほど説明した通り、アンケート調査を8月までに行ったところでございます。その分析作業と並行いたしまして、8月以降は、障がい者の施策審議会のほうを、今年度5回開催をして、計画についてご意見を伺う予定でございます。途中で、議会報告ですとかパブリックコメントも交えながら、計画案に承認をいただけるよう進めていきたいというふうに考えております。なお、第1回目の施策審議会については、来週の9月1日に開催する予定で、今準備を進めておりまして、大体第1回では、次期計画の構成案ということで、大まかな目次の構成について案を進めさせていただいて、ご意見をいただこうと思っております。その目次の構成につきましては、先ほど説明させていただいた通り、国のほうで拡充をしたり新設された項目については、当然その辺を反映させていこうかなというふうに思っておりますし、全体会のほうで、富田委員のほうからご意見いただきましたコロナの対策についても、コロナに特別に特化した項目というわけではないですけれども、感染症ですとか災害も含めた、いわゆるそういうときの、危機事象災害への対応というようなことで、やはり計画の中に盛り込む必要があるのかなということで、項目を1つ追加しようかなというふうに考えているところでございます。10月には、ご意見いただいた上で目次を確定させて、それに基づく骨子案みたいなものを示していければなということで、今後のスケジュールを考えているところでございます。計画のほう、最後ある程度でき上がりましたら、この社会福祉審議会のほうでも報告をさせていただくということも予定をしております。私のほうからの説明は以上でございます。

(富田副会長)

ただいまの説明について、委員の皆様からお聞きしたいことがありますでしょうか。

(美の委員)

今お話しいただいた中で、分科会として5回行うという認識でよろしいのかどうかというところと、日程のほうすでに決まっているところがあれば、どんな形に決まっているのか、お伺いしておけるとありがたいのですが。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

基本的にこの計画の策定については、この社会福祉審議会ではなくて、障がい者施策審

議会という、障がい者のほうの施策を特別に審議する、別の会があるので、そちらのほうで5回開催する予定で、その第1回目が9月1日ということで予定しています。以降、各月1回ぐらいずつのペースで5回開催していこうかなと思っております。ですので、この分科会ですとか社会福祉審議会の全体会については、ある程度、パブリックコメントも終わって、こういう計画になりましたという段階で、ご説明するというのが今の形になっているんですけども、ご意見等があれば、私どものほうにお聞かせいただければと思いますので、どんなタイミングでも構わないので、気になった項目、こういう項目が入ってますかとか、ぜひこういう視点を入れてほしいというのがあれば、気付いた時点で入れていただければありがたいなと思っています。

(美の委員)

確認ですが、分科会としていろいろな意見を交換する機会というのは、この次は3月ですよということで、計画についての、つまり大きな意見については、今日のうちにすべて、できる限り出した上で、もちろんそのあと受け付けないと言ってるわけではないけれど、今日が大事であるという認識で間違いないでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

はい。そういった意味では、今日こういったところでという項目があれば触れていただきたいと思います。あとは、一般の方と一緒になってしまいますけれども、パブリックコメントを12月から1カ月ぐらい行う予定でおりますので、そこでまた文案を見ていただいて、何かあればご意見いただければなと思いますし、それとは別に、計画の進捗状況について、個別にどういう状況かをお聞かせいただきたいということであれば、その時点での文案とか、別途送付させていただいて、ご意見をお聞きすることもできるかなと思っております。このメンバーの中でも、佐藤委員と富田委員は、施策審議会の委員にもなっておるので、そちらのほうでわかるかと思うのですが、その他の委員の方で、施策審議会の委員になってないと、計画の全体案が見えるのはパブリックコメントのときが最初という形になるんですね。なので、その前段階でちょっとということであれば、あくまでも施策審の会議資料ということで、資料を当然公開しますので、それをお見せして、ご意見いただくことはできるかなと思います。

(美の委員)

分科会、副会長のご意見と、また皆様のご意見が必要だと思うんですけど、あまりにもわれわれが、本来はしっかりとしなきゃいけませんよと、ずっと今縷々(るる)、国の法律の説明と組織の概要伺ったあとに、頭とお尻で終わるというのも、拝命をした人間としてはもう少し丁寧な会が、全5回やるとは言いませんが、要所要所で分科会が開かれたほうが、われわれも任命を受けた者として、責任を果たせるのかなと思います。もちろん忙しくて出れない日もあるかと思うので、全員とは言いませんが、特に施策審議会に入っていない方々に対してのところを、1回ないし2回程度間にあつたほうがいいと思うんですけど、これは逆に事務局ではなくて分科会長のお取りまとめになるかと思うので、そういう意見をまず提案させていただきたいのですが、いかがなものでしょうか。

(廣川委員)

私も美の委員と同じようなことを感じたのですが、この施策審議会と、私どもの立ち位置の関係がわからないんですよね。そこをちょっと十分説明していただけますか。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

障がい者施策審議会というのは、今この障がい者計画及び障がい福祉計画の策定及び進捗を管理をするための会議が、施策審議会になります。なので、計画を策定するときには、必ず施策審議会のほうで意見を聞かなければいけない。できた計画について、今どういう状況にあるかというのを、しっかり報告しなければいけない会議が、施策審議会になります。この社会福祉審議会につきましては、先ほど全体会の中でも説明があった通り、そこに特化しているものではなくて、身体障がい者の福祉に関する事項、知的障がい者の福祉に関する事項など、もう少し全体に関するものについて、ご説明したりご意見を聞いたりすれという位置付けになっていて、通常の会議の開催だと、先ほどまでやってた全体会というものを、大体年度末に開催をして、新潟市の福祉部及び子ども未来部の新年度の予算について、こういうふうに考えてますという説明をさせていただく場になってますので、どちらかという、こちらのほうがもう少しふわっとした感じで、計画に特化せず、障がい福祉なら障がい福祉、そうじゃないところ、高齢者福祉であれば高齢者福祉全体について、ご意見伺ったり、新潟市としてこういうことを今進めていますよというご報告をさせていただく場で、計画の細かなところは施策審議会という位置付けになっています。

なので、そこについては、ただ、こちらのほうの施策審議会と重複してない委員についても、やはり今の計画の進捗状況がどんな状況か把握をしたいということであれば、情報提供させていただくことはできるのかなと思っております。会議ができるかということについては、もしご要望があれば、私どもの会議の開催については考えさせていただきますけれども、非常に縦割りのやり方で申し訳ないのですが、この社会福祉審議会の所管は福祉総務課になっているんですね。ですので、皆様方の任命の手続きだとか、もし報償費とかが発生したりすると、全部それは福祉総務課の予算でやっているの、うちが勝手に開催して、何回も増やしますということができるとかどうかがちょっとあるので、その事務的なところは、皆さん方のご要望を聞いた上で、確認をさせていただいてからのお返事ということでご勘弁いただきたいと思っております。

(美の委員)

すみません、この課長はでも包み隠さない人で、今の話聞かなかったことにしておいたほうが、お気持ちだけで。だから開催できませんということを行っているわけではないので。ちょっと話題を盛り上げて。

(廣川委員)

それに関連して1つ、形ということでちょっとわかったのですが、とらえ方の問題なんですけれども、この分科会で、ある障がい福祉関係のこういうものを、施策として研究してくださいということを、施策審議会等に言うことはできるんですか。別にどっちが上とかどっちが下ということはないですけども、イメージ的に、この部会の下に施策審議会

というのが位置付けられるのかなという気がしたんです。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

いや、そうではないです。

(廣川委員)

部がまた違うんだもんね。所管が違うんだよね。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

ですが、ただこの社会福祉審議会の分科会については、計画とかに特化してる会ではないので、計画も含めて、こういうことについて新潟市として考えたほうがいいんじゃないか、検討したほうがいいんじゃないかというご意見があれば、それを私ども事務局のほうで受けとめさせていただいて、それが施策審議会で検討するものであれば、施策審議会で検討しますし、そうじゃなくて、市が単独で検討するものであれば、市のほうで検討させていただきます。ですので、会議が開けるかどうかは別として、計画の進捗状況とか、その状況に合わせてご意見を言いたいとか、少なくともどういう状況か知りたいということであれば、そういう情報提供を委員の皆様させていただくことは、今の時点で可能なというふうに言えるというところでございます。

(美の委員)

少し補足的に確認させてください。この審議会の立ち位置というのは、私の認識では、新潟市が持つ審議会の社会福祉においては、恐らく最上位に位置している審議会であり、その中の分科会、障がいに特化された分科会であり、今言った計画というのは、先ほど言った計画というのは、先ほど言った上下の関係ではないんですけど、われわれ審議すべき中のごく一部の話であって、先ほど廣川委員がおっしゃったような、この計画以外にも、障がいにおいては、市はこういうことが必要だということについては、変な話ですけども、いつでもお話をさせていただく機会も、予算が出るかどうかというしやれはちょっとありましたけど、今言った開催については、通常は委員長にその裁量が与えられ、またその開催においては、委員の要請があれば対応するということまでの認識でよろしいでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

はい、そうですね。

(美の委員)

だそうですので、やるって副会長が言えばやるし、やらないと言えばやらないそうです。

(富田副会長)

社会福祉審議会の、障がい福祉だけ分科会をやるということでもいいんですか。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

その辺りも、ちょっと福祉総務課のほうに確認してみないと、多分そういう形でやったことは、過去ないんじゃないかなと思います。

(美の委員)

いや、あるよ。ある、ある。児童なんてもう別々でやってるし、民生委員なんて完全に独立してやらないと、あれは全体会に合わせてられない。ただ書面でごまかしたりするけど。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

ここも大体全体会に合わせて、全体会のときに来ていただいて、そこから分かれてやるというのが大体基本で。

(美の委員)

それはまず間違いありません。ただ委員ごとで、開催は委員長権限の範囲になっているのではなかったでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

そうですね。

(美の委員)

ですよ。だからできないという理屈はないんですが、それはすべて委員長権限に帰属してたような記憶が、前に読んだときあったような気がするんで、先ほど言った、やる、やらないは、どうぞお決めください。委員としてはやってほしいなという意見を言っただけです。

(富田副会長)

ほかの委員はいかがですか。

(林委員)

私ももう10年ぐらいやってるのですが、基本的にこれは上部構造で、こういう具体的な内容というのは、役所とそこに関係した委員でつくり上げるわけですね。それに対して大所高所から意見を言うというのが、恐らくこの社会福祉審議会全体なんですよ。それは、役所だけがつくったのではなくて、地域の専門家が集まって、それなりにちゃんと意見を聞いてつくったものだよという、ある意味ではオーソライズするための組織なんですよ。だからわれわれが具体的に何かやるという組織では、もともとないと思うんですよ。ただ、ほんとに形だけになる可能性も強くて、じゃあわれわれが言ったことがどのぐらい反映されるかという、実際反映されたことはほとんどないんです。承認のための、手続き論的な、例えば大学で学位を出すときに、最後に何とか会議というのをやるんですけど、見たこともない論文にみんな投票するわけですね。それと同じ、形だけになる可能性強い

んですよ。だからそれ、美の先生はよくわかって、もう少しインタラクティブな要素があってもいいのではないかと、そういう意味では委員長が要望すれば、開催するようなのがあってもいいのではないかという意見は、恐らくそういうことなんだろうなと今聞いていました。

(富田副会長)

私は委員をダブっているんで、どちらの情報もわかるんですけど、でも施策審議会に参加されていない委員は、確定する前に情報知りたいという気持ちもわかります。

(林委員)

現実的な話としては、課長が言われるみたいに、資料を途中で送るようなことは、問題はまったくないと思うので、そういうことをやっていただくのがいいことかもしれない。最後にドーンと来られて、見ろと言われていつもつらいんですよ。申し訳ないけど。途中が全然わからなくて、こうだと言われても。それからこの障がい福祉はやるのがあまりにも多いので、自分が全部知ってるわけでもないわけですよ。自分のところは読めても、あまりに膨大なんですよ。だから美の先生、もしかしたらこれは長い歴史の中でつくりあげられているので、福祉もこの20年大きく考え方が変わっているのに、古い要素がかなりあるんですよ。だから本来ならば、そういう構造的なところにメスを入れなければいけないはずなんですけど、役所はもうこれつくらなきゃいけないというので終わりなんです。目標値もつくらなければいけない。恐らく大きいことを言えるのはここぐらいしかない可能性があるんで、口を出してもいいのかなと思います。先生は専門家ですから、これはいくら何でも古いんじゃないのという、要するに役所はやったことやめられないというのが結構多いですよ。従来からもう何十年もやっているんで、変えられないんですよ。実際お金も出てるし。それもすごく小さいお金がものすごく出てるんですよ。ものすごい小さい、年間500万で何してるんだろうみたいなのが、実はいっぱいありまして、私が思うに、もう少し統合して何かすればうまくいくのかなと。何か違うと、今までずっとそう思ってたのですが、たまたま言っていたおかげでちょっと、そういうことも。だからある意味では、市役所の障がい福祉課が、われわれをもっと上手に使ってもいいのかなという感じはしますね。

(美の委員)

一応今条例を確認したのですが、全体のことについては、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求すると、審議会の開催を招集しなければいけないルールになっているので、分科会1つ分ですから、ここにいる全員が開催要求を出したら、委員長は当然招集をしなければならぬと定義されております。ただ、全員を招集するかというところについては、5条のところ、専門家分科会で委員長が指名しているという形になっていますから、この構造から言うと、全体を招集して、むしろ障がいの話をみんなでやってもいいし、この中で、一応分科会があるという中では、最終的には委員長、今は丸田先生でしょうか。だから丸田先生のご判断の中で、援用という形で、例えばこの専門部会の中で同じように4分の1から、こういう内容で議論してほしいよというのがあがってき

たときに、援用させるかどうかというところまでは、今のところこの条例には書いてないので、ストレートな言い方をすると、ここにいる全員がやってくださいと申請したら、まず会議をやってもいいことにはなってます。

ただ、繰り返しになりますけど、やっぱり丸田委員長のご意見も踏まえないといけないので、ただ少なくともこの会議の中で、そういった大きな施策、この1個1個の計画もとても大切だし、そこの審議はもちろんするんですが、加えてもし、先ほど林委員がおっしゃっていた、ITによる障がい者の支援と、また逆に言うと障がい者の活躍の場をつくっていかうみたいなことを、新潟で進めたいみたいな、とんでもなく大きな話は、逆にこの席ほどふさわしいかもしれないという認識になるかと思うんですね。

今日言って今日急にというわけにもいかないところもわかる中で、確認を分科会長にお願いしたいのは、これが最初と終わりだけだとちょっとつらいから、真ん中ぐらいに1回見たいよねという点が1点。2点目が、新潟市の障がい施策って、計画も大事なものなんですけど、それ以外に、さっき言った日本で唯一、ナンバーワンのプライドというのは大変心強いお話で、それでもしわれわれの中で、障がい者のために、市としてこういうことを求めるんだという意見を出す機会があったほうが良いという意見が大勢であれば、これについて、今日急にというよりは、また日をあらためてでいいので。だから分科会長がいないと駄目なんです。こういう議題が出たときに、処理できないんですよ。副委員長1人じゃ。まあ、しょうがないですね。委員長と副委員長でちょっとご相談していただいて、今日はとりあえず出さだけ出して、今日突然そんな議題を出したって、審議したということにならないので、もしであればそういう会を求めたということだけ皆さんの意思が今日確認できれば、加えて後日もう一度そこを整理させるたてつけも可能だと思いますが、いかがなものでしょうか。

(富田副会長)

美の委員の提案を受けまして、いかがでしょう。もう一回集まりたいと思われる方、挙手していただけると。皆さんということ。ということは、これを分科会長に。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

今ほどの件について、まず分科会を単独で開催することが、できるできないという確認は、こちらのほうで事務的にさせていただきます。その上で、開催ができますということになった場合には、この計画の案件については、施策審議会と同じだけのペースでやってくれというのは難しいと思いますけれども、どこかで、中間で1回ぐらいとか、そういうことについて、会議ができるということであれば、そういう方向で検討させていただきます。計画以外の案件、例えば計画以外で新潟市の障がい者施策についてちょっと勉強したいとか、もしくは私どもの考えを聞いてほしいみたいな、これで集まりたいということが、皆様方の委員の中で、誰かからの発言があって、委員全員なり多数決で、それは別に集まろうよということになれば、そのときに開催を考えるというようなことでいかがでしょうか。まずできるということであれば、計画についてはやるし、その他については皆様のご意見があればやりますというようなことで、そういう方向で検討してみようと思います。その結果を一度持ち帰った上で、皆様方、委員のほうにお返しして、こういうことで

いかがでしょうかということで、またあらためてご連絡をさせていただきたいと思いますが、そんな形でいかがでしょうか。

(富田副会長)

ありがとうございます。特にほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(美の委員)

逆に今出していたかかないと。

(林委員)

こんなときしか言わないで、いつも思うんですけれども、先ほどから繰り返し言うように、福祉は非常に長い歴史があり、給付型の、本当にお上がお金をあげて養ってるような時代から、自立支援のような時代に移行したんですけれども、古い要素がかなりまだ残っていること。それから歴史がある分だけ、事業数が膨大であること。本当にそれが機能しているのかどうかというアセスメント。それから、10年間 IT サポートやって本当に困ったのは、財務当局とのたたかいです。新潟市はお金がないと、私も十分知ってるんですけど、どうやって自分の事業を減らさなくてすむかというのは、例えばうちが減らさないということは、どこかが減らされる可能性があるんで、本当にお金はなさそうで、やっぱりそれを何らかの形で数値的に見せないと、今は基本的にマイナス、ゼロベースなんですよね。だから今のこういうのは、口では言っても、実際にじゃあお金をどうするかとなると、高齢者福祉は黙っていても伸びていきますし、障がい者福祉もどんどん黙っていてもお金は増えていきますから、今のような状態で本当にもつのだろうかと思っています。もう少し根本的なところからやらないと、なぜかと言うと、あまり言うと怒られるかもしれないですけど、いろいろなことやらないといけないので、役所というのは項目を山のようにつくるんですよ。実際そういうところにお金をやって、「やっています」という実績をつくらうとするんですね。それは国からの要請というのも非常に多いんです。国から「やれ」って、トップダウンで来るんですね。新潟にニーズがあるとか全然考慮されずに、どんどん振り込んでくる。そうすると実際お金は来るんだけど、どう使っていいかわからないなんてことが、平気で起こるんですよ。これだけお金がない時代に。この前のうちの所に、県からやってくれと言うんですけど、県からうちが一銭ももらってないで、そんなことできませんと言って蹴ったんですけど。そういうことが役所はいくらでもあるんですね。

そうすると、これだけお金がない時代に、そんな無駄なことしていいんだろうとか、ただでそういうことを考えてる部署がないのではないのでしょうか。私もこの第何次というの何回見たかわからないんですけど、大体変わりばえしないようなのが、ちょっと出てくるんですよ。国から目標が定められてるものもあって、役所はその達成で必死ですよ。やってないなんてなるともうみっともないので、ひたすらその数値目標達成に必死になる。そういう施策をしていると、そういう事業がちゃんとあって、その数なんてもう尋常じゃない。私が見ても、とてもわからないぐらいな、これは一体何をしてるんだろうというぐらいあって、予算規模が大きいかと言うと、100万円単位規模なんですよね。普通、100万円単位規模って、人を雇って場所を借りてやったら、そんなこと社会に対してサービスし

ているとはとても思えないんですよ。はっきり言って人件費で使っているだけなのではないかと思うようなことが、平気であるんです。そういうことを、せっかく西村先生とかいるので、もう少しそういうのをもっと大局的に、福祉のあり方、21世紀の半ばに向かってのお金の使い方とか、集約できるものをもっと、お金を出すだけではなくて、それが有効に、本当に障がい者福祉につながっているのかということの検証とか、そういうことをやるところがあったらいいなど、ずっと思っているんですけど、ここぐらいしかそんなこと言えるところがないので。でっかい声でそんなこと言っても相手にされないの。

(美の委員)

私は違う立場から今障がいを見ていまして、法律が変わりまして、企業が一定規模以上になると、障がい者雇用しなければならない。しないならその分課税するよ。課税したお金は、今度逆に雇用している所に充てるよって、これすごい、ほとんど障がいにおいては革命的な内容だと思っているんですね。それに基づいて今いろんな、例えば逆に、障がい者の方々の働く場所をビジネスとして、雇用があるだけで税金が入ってくるという仕組みができてから、そういう制度を、今度は対象となってる方が小さくなっていくということは、少なくとも経済活動を続けていく限り、そういった財源は今後増えていくなど。

一方で、障がい者の方と最近触れ合う機会があって聞くと、皆さん働きたい。寝たきりの方はなかなかお会いできないのですが、障がい者手帳を持っているんだけど、ご相談に乗ると、自分としては、自分も社会の何かにお役に立ちたいし、給料がちゃんともらえるものならもらいたい。しごく当たり前のことをおっしゃっている中で、実はここに何かもう少し新潟市がポツンと、何か箱といいますか、話し合う空間とか、人が集まる空間を与えることによって、お金の心配もないし、障がい者の方も働ける方は働けるしというの、確かに私の中では、法律が変わってきたので、チャンスが今ここに来てるなどと思って、今回この委員会に来たらそういうことも考えて、皆さんが現場でどんなことをやっているのかなと思ったら、先ほど IT サポートという。こちらのほうは障がい者をサポートする側の内容なのか、障がい者の方が IT を活用されて、何か社会貢献していくのか、私も逆に、先生がさっき発言されたとき、詳しいことお伺いしたいなどと思っていました。

(林委員)

今のお話でいいですか。私、障がい者の就労支援をしたことがあるんですけど、今ピアサポートもありまして、人もいて、障がい者を支援するんですよ。だけど私がすぐわかったことは、会社を支援しなければ駄目なんですよ。だって会社の人事課は、障がいなんて1つも知らないし、障がい者の特性も知らないし。だから悪意はないんですよ。だって知らないものは、この人どう使っていいかわからないじゃないですか。だから障がい者を支援するだけでは駄目で、それはもう持ってる能力、IT を使ってもいいし、道具を使ってもいいし、カウンセラー入れてもいいしでいいんですけど、問題は会社を支援する仕組みがないんですよ。私だって社長だったら、断りますよ。だってその人をどう使っていいかわからない人を、使うはずがないでしょう。だからもっと会社を支援する仕組みを。

私やったときに、日本の会社はすばらしいんですよ。五十公野にある大手の印刷会社に、月1回ずつ行って、あの人は下肢に障がいがあったんだ。それでなかなか雇用が続かな

いので、私が現場行って仕事とか全部チェックして、こういう改善をしてくださいというレポートを出すんですよ。次の回行くと、日本の会社は100パーセントやってありましたね。机の位置はここじゃなくてこっちにしてくださいとか、パソコンはこうやるとか。だから日本の会社というのは、そういうきちんとしたアセスメントをして、こうやればできるよと。駄目だったらまた考えましょうということをやれば、ちゃんと対応してくれるんですよ。だから日本で障がい者雇用が進まないのは、会社に対してそういう情報提供が不十分だからですよ。それをやればやりますよ。日本人はみんなまじめだし優しいですから。知らないことはやりようがないですよ。だからそういう構造を何とかできないかなというのが、つくづくあります。それは障がい児の場合も同じです。

それで、私はずっとコミュニケーションをやってきたのですが、コンピューターを使ってコミュニケーションをするというのは、アメリカではもう50年も前からやっているんですけど、いまだに日本人は使ってません。重度の自閉症も、コンピューターを使えばイエス・ノーも言えるし、いろんなことができるんですね。けどほとんど使えないから、私はずっと支援したのは、例えば施設なんか行くと、そんなのは使わないでくださいと言われるんですよ。私はこの作業が終わったから「終わりました」とこの子に言わせてくださいと。そういうことでも、「いや、そんなことはやりません。うちは教育はしません」とかって、平気で言われます。だからまだうまくつながってないというか。だからまだ施設も、預かっているというイメージ。だから古いんです。障がいがある人を、税金を使って預かっているんだという認識。自立して、それが一人の人間としてきちんと生きる、そういう意識が非常に少ない。だからそれも、先生言われたみたいに、やっぱり社会に入ってきちんと機能する、それをサポートして、会社として、その人の能力を発揮する、それは会社のメリットにもなるし、本人も生きがいにあるような仕組みがないんですよ。だからそれを反対する人は絶対いるわけじゃないんですよ。当たり前のことですから。ただ、問題はそれをどうインプリメントして具体化するか。そこにどう市が税金を使ってかかわるのか。それから民間も、それをを使ってやるかというのは、やっぱり頭を使って考えて、やれるところからやっていくのがいいんじゃないかなと思います。

たまたまITサポートやったおかげで、学校ともかかわるし、企業ともかかわるし、ありとあらゆる障がいにかかわるし、だからうちが一番横断してるんですよ。いろんな部分とかかかっていて。高齢者にも当然かかわりますから。そうすると、やっぱり先ほど言ったように、根本的にもう少し、21世紀型の日本の福祉、合理的配慮とか、権利条約ができてから、批准してから何年たってるんだと。改正法ができて、さらに条例までつくって。だから市役所の人は知らない人がいるんですよ。じゃあ盲導犬連れて、ちょっとまちなか歩いてみてください。もうホテルなんかすぐ拒否される。大きい所はさすがになくなりましたけど。私は毎年視覚障がい者と盲導犬で旅行するというのをやったんですけど、まずほとんどが拒否されます。それは法律で拒否しはけないという法律ができて、十数年もたってるんですよ。十数年たってもまだその周知徹底がなされていない。はっきり言って法律つくっただけですよ。新潟の差別解消法なんか、下手すると、「いや、つくりましたよ」というだけで終わってしまうことは十分起こりうるんですよ。だけど問題は、つくることではなくて、それによって社会を変えていくことが大事なのに、そこになかなか力がさけない。でも、こういうのは国から指令が来るから、役所の人の数なんてこれだけしか

いないわけですから。それだけでやることをやらなきゃいけないので、もう見ても大変そうですよね。だからそんな新しいことできない。そんなだったら、もう少し新潟の民間とか大学とか、いろんな人の知恵を寄せ集めて、もう少し有効に使えるようにならないと、はっきり言っても 20 年後は破たんしますよね。財政的に。破たんしますね。今のような福祉サービスを維持するのは、普通考えれば、常識的に考えれば不可能ですよ。どこから切り捨てが始まるでしょうね。非常に危ないものを感じます。

だからその中で、さっき言ったみたいに、世界の大きな福祉の流れの中で、一歩でも前進するように、人々の意識も変わってくるような社会に変えていかないと。十数年たってもいまだに盲導犬の数も増えない。まず養成してるところも世界最低ですよ。人口あたりの盲導犬の数。イギリスとかヨーロッパを見ると、日本の 10 倍以上いるわけですよ。桁が違う。ちょっと恥ずかしいですよ。そういう社会なんです。ましてや重度の知的障がい、重度の自閉の子どもがどういう扱いを受けてるかというのは、ちょっと世界からの人によると、人権侵害じゃないかなと思うぐらいのレベルなんです。美の先生。それが日本の現状なんです。ただ、誰もさぼってるわけじゃないんです。みんな一生懸命やってるのですが、残念ながら外から見たときには、日本の障がい児教育にしても雇用にしても、ほとんど人権侵害状態なんです。それが現実なんです。それはかっこよくないですよ。

(美の委員)

先ほど先生のお話の、最初の全体会のときにお伺いしたときから、日本の試験社会は、いわゆる誰もが平等の中でも、大学に行き、選択の際に試験という方式を中国が編み出したものらしいですけど、やっている中においては、試験における平等性を確保するというのが、まず最初にあったんだと思うんですよ。それはひとりひとりの人間というよりも、社会というシステムの中において、能力の差がある中において、それぞれを国家が中心だった時代に、優秀な役人さんを集めるためにつくられたシステムを、いまだに 2000 年たっても、今ここで日本でやってるかな。一方で先生のご発言は、さらにヨーロッパ的に進んだ、ひとりひとりの人間がそれぞれの能力を生かせる社会こそ、理想の社会じゃないかという、今の近代的な考え方の中では、試験の条件が一緒である必要なんてないじゃないかと。全員が 100 点取れば一番いいねぐらいの、そのために逆にどういう環境をつくっていくって言う次元のお話を聞いてたような気がしました。

(林委員)

その通りですね。

(美の委員)

ですから、私にしても、今お話しいただいたのは、日本という福祉の歴史の中では、まさに古いというご指摘の中でも、それなりの歴史と経験の中からつくられたものが、一方で、先ほど先生がおっしゃった、今までは人が人の手で支えてるということは、なかなか整理のつきにくい話でしたが、今は機械が人を支えられる時代になってくると、より本人が自分のできることを、そしてスマートフォンが化け物だと思ってまして、手足動く必要ないんですもんね。今ね。口でもいいですもんね。しゃべられさえすれば、あとは機械が

やってくれる時代になってきてる中では。

(林委員)

スイッチ1個あれば、スマートフォン全部使えるようにつくられているんです。

(美の委員)

そうですね。なので、今までの障がいの概念と、これからの障がいの概念、精神的なところについてはまだまだ未開なところもありますが、少なくとも肉体的な障がいにおいては、もっと社会参画を進めていける仕組みって、私の中ではもう整っている中で、この計画の中でそういうものってどこになりますかね、課長。

(林委員)

ここにはみんな入っているとさえ入ってるんですよね。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

基本的には障がい者計画の、就労であれば就労のようなことの中に入ってきますけど、要するにそこまでの具体のところまで、ここに書き込めない形になるんですよね。自立度を高めましょうとか、障がい者の就労というのをどんどん向上させましょう。そのためには、先ほどの先生のお話で言えば、民間の企業の方に理解してもらうためのセミナーを開催しますとか、チャレンジ的に受け入れてくれる企業には報奨金出すような制度を継続しますとか、そういうようなことぐらいまでは書けるんですけど、さらにもっと細かく計画の中に書けるかということ、それらを包含するようなちょっとした表題で書いて、実際の市の施策としては、それに基づいていくつか開催していく、やっていくみたいな形になるかと思います。

(美の委員)

まさに答を今言っていたと思うんですけど、今ここにいるメンバーが、新潟市の障がい施策における理念、考え方、方向性を、ここで多分、西村先生、先ほどから一言もしゃべらないので気になってしょうがないんですけど、それぞれキャリアがある方の集まりが、それぞれの理想とされているお考えがあって、それを、今度先ほど言った計画という形でおろしてきて、これがまた毎年行われてるようにフィードバックされて、ときの時代の最先端の知識を持つての方々のお知恵を借りる場所がここだというふうに受けとめますと、今日はまず林先生の大きなサジェスチョンをいただいたのですが、そういった形を、今はとりあえずぱっとお話いただいたんですけど、先生が今までやられてきたような研究の成果みたいなものも、少し拝見する時間とかを与えていただきながら、お話を聞けると、ほかの方々の意見も膨らんできて、その中に今言った、大きな一個一個の事業も、もちろんわれわれ中にも入っていますが、その大本にあるところの理念をしっかりとしないと、この計画が理念に基づかない計画になっちゃうんですよ。先ほど先生の言った、ルーティンワークに行われる計画にするのか、本当にわれわれが求めていくものが何なのかというものを反映した計画になるのか。すごく重要なんですけど、ただ残念ながら、9月1日にもう

第1回目の会議がある中では、今いるお二方が実際出席される中で、どのようにそこでまた諮ってもらおうかと。また、われわれも今言い出した以上は、中ごろなんて言わないで、できれば計画の素案の作成の前ぐらいには、もう少し理念的な部分を整理しておきませんか、10年がかりでやるつもりなら別に来年でもいいんですけど、せっかく今日ここまで盛りあげてしまった責任もあると思うのですが。できれば学術的な方、私はどちらかという今日皆さんの声聞きたくて来てる人間ですので、ちょっとさっきしゃべり過ぎましたが、できれば皆さんが考えている障がい者福祉とはどういう形が理想なのか、またそれは夢だけではなく、現実を踏まえた上でこういう形にしていくことが、恐らく答に近いのかなみたいなものを、部会長の計らいで、皆さんの声を聞かせていただくところまでが整理としてはいいのかなと思っているのですが。

(富田副会長)

今日の締めですね。

(美の委員)

何もしゃべらない方、ちょっと言いたかったけどとか、本当は一番よく現場をご存じの方とか、一言ぐらいずつはないと、せっかくのところは中途半端になるだろうと思うのですが、どんなものでしょうか。

(西村委員)

すみません、先に言っておきます。外したことを言います。話の流れをぶった切るのが得意なので、外したことを言います。私、よくこういう計画を見るのですが、青森のときに、手をつなぐ育成会の本人部会の支援者をしていたんです。やっぱり本人は全然望んでるか望んでないかわからないですけど、権利条約を勉強しようとか、勉強会みたいなものがあるんですが、やっぱり本人にとっては難しすぎる。例えばこういう計画があるよっていったときに、ディスってるわけではないんですけど、ひらがなをふってあるからって理解できるわけではないので、できたらわかりやすい版みたいなものをつくるのが、市が率先して合理的配慮を実現してるのかなというふうに思うんですね。だからどこの役所の絵も、「ルビふっておけばいいや」みたいな感じですよ。なので、わかりやすい版をつくることで、すごい手がかかると思うんです。かみくだいて書くので、内容もあれだし。そうすることによって、こういうことも入れてほしいとか、こんなのがあったらいいなという、私がずっと支援してきた、軽・中度ぐらいの知的障がいのある人の思いも入っていくと思うんですね。

私はまだ新潟に来て1年ちょっとなのですが、青森で、社会参加として私が勤めていた大学に、知的障がいのある人をお招きして、学生と交流をしたり、一緒に花見行ったり、ねぶた祭見に行ったりとか、ふた月に1回ぐらいいろいろな交流をしていて、すごく皆さん楽しみにしてくださっていたんですね。そういう社会参加がお互いの理解で、また友達を呼んできたり、学生もいろんな友だちを呼んで。学校内だけの活動なんですけど、いろんな輪が広がったりとかしていたので、ぜひ新潟でもそういう、また課が違うと思うのですが、社会教育課とかじゃないんですか。生涯学習みたいなものです。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

教育委員会とかのほうになりますかね。

(西村委員)

またちょっと違うと思うんですけども。本人たちも養護学校出て、そのときは特別支援学校じゃなくて養護学校の人が多いので、18で学びが途切れてしまって、そのあとやっぱり勤めているんな学びをとというのが、本人さんからすごい聞かれたんですね。一般就労してる人が多かったんですけども、休憩時間がつらいというんですね。どういうところでつらいのと言ったら、みんなの話の輪に入りたいたいんですけども、どのタイミングで入るかがわからない、話の出だして難しいなっていうのを、知的障がいのある人から学んだんですけど、やっぱり同じ興味を持っていても、「ねえねえ、僕も入れてもらっていいですか」って言えばいいんですけども、なかなかそれが難しいので、ロールプレイングとかかしてやったんですけど、やっぱり後日本人に聞くと難しかった。「え、練習したじゃん」って私言ってしまったんですけど、そうじゃなくて、さっきのいろいろな理解のところにもつながりますが、何か入りたそうにしているのに気づいて、「一緒に入る？」って、「一緒に話しようよ」って言うてくれたら盛り上がるだけで。一般就労するにも、どうやったらその人の能力が引き出せるかみたいところで、学校との連携であるとか、いくつかの特別支援学校でやっているようですけど、実習のときにサポートブックみたいな、この人はこういう特性があるので、視覚的なほうが優位なのでとか、こういう使い方をしたらいいですよとかいうようなものが、もっと広まっていったりとかしたらいいのかなというふうに思います。

先ほど美のさんがおっしゃられた、私は障がいのある人の地域、まあこう言ったら、今軽い人の話しかお話できるということは、知的障がいのある人より軽い人なので、先ほどの全体会のときに自己紹介のときにも言ったんですけど、基本は安心して暮らせる。プラス親亡きあともっていうことは、親が死んだあとに安心してということ、親が生きてる間から、この子はこうやっているんな人を頼って生きていくんだなというのが見える形で、いろんな情報というか、制度的なサービスは多いんですけども、いろんなインフォーマルなものにつながっていくというので、それをいっぱい使いながら暮らしていくということが、障がい者が地域で暮らすって、安心してということなのかな。そこには学びもあったりとか、まちなかのコンビニでも、レジでもたもたしていたら、後ろのおばちゃんが、「ゆっくりでもいいよ」って声かけてくれたり、店員さんが手伝いましょうかと言って、私の知り合いは、持っているお金をぶちまけて、そこから取ってもらったりとか、そういうことで、ささいなことなんですけど、制度上のカウントではないものなんですけども、安心して、いつでもどこに行くのも親がくっついていくのではなくて、まちなかでいろんな人が声かけたり気にかけてりしてくれることが、障がいのある人たちが安心して暮らす。そのための土台としての計画が大事なんだろうなと思います。

(林委員)

今の話のちょっと追加なんですけど、障がい児教育とかかわっているとつくづく思うのは、圧倒的経験不足ですよ。日本は、障がい者になると、経験することが普通の人の10

分の1ぐらい落ちるんじゃないかな。要するにインクルーシブな社会になってないので、例えば宿題をちゃんとやるとか、そういうこともわからないんですよ。高校ぐらいになっても。普通だったら小学校でそんなこと覚えるんだけど、みんな周りがやってくれるので、要するに普通の人を経験することをしないんですよ。重度になればなるほど、その程度が激しくなりますね。だから普通の人と接することもないし。だから経験不足ですから、まさに社会なんか出たら、輪になんか加われるはずがないんですよ。共有してるものがあるから話って成り立つので、あまりに共有してるものが少ないような気がします。それは、家庭教育、学校教育、それをもう少しインクルーシブにしていかないと、根本的に解決していかないような気がしますね。

(佐藤委員)

私は、知的障がい者の施設も、それから精神障がい者の病院に二十何年勤めて、ケースワーカーしてました。それから太陽の村といって、自閉症の施設の園長を6年間やってまして、その後に老人施設の施設長やったりして、今は身体障がい者の協会の会長をしていますが、いろいろなことを経験してきていると、言葉で言うのと実際とは違うんだなということです。実際問題として、例えば皆さんいろいろなところで経験したとは思いますが、自閉症の人たちと接していると、ものすごく個性的なんですよ。だから一概に、みんな一緒くたにして、自閉症だと言ってしまうと、これはちょっと話は別であって、ひとりひとりどう対応していくかということになると、これはまた難しいですよ。私が体験した中でひどかったのは、ブラジルには女性だけしかいないという1つの概念をつくった人がいるんですよ。これを崩そうとすると、並大抵じゃないんですよ。崩せないですよ。その人が誰かに話をして、ブラジルは女性だけって言うのに、男性もいるよなんて言ったら、その人パニックになるんです。これをどういうふうにやっていくかっていうと、彼の持っている能力を生かしながら話をしていくと、結構楽しく私話できたんですけども。それは、彼はいろいろな情報を持っているんですけど、ブラジルには大きなへびがいるよと、だから女性みんな逃げていったと。だから男性もそのうちに入ってきて、ブラジルはサッカーが強くなったんだっていう話をすると納得するんだけど、また次の日になるとまた同じことを言ってやってくるわけですよ。そういうものを何度も繰り返さなきゃいけないんですよ。だからこれを一般の人に、この人を理解しなさいなんて言ったって、1日や2日で理解できるものでもないわけですよ。そうかと言って、今度は、中には箱根駅伝の1等がどこの大学で、何分で帰ってきたというのをずっと覚えているんですよ。それでいて、他のことについてはいっさいうまくいかないんですよ。

それと、太陽の村にいたときに、家に帰るといのがあったんですけど、帰ると家族が困るというんですよ。自分の部屋にある、自分が持ってきたものを全部触って、終わらないと次のことができない。だから彼が部屋に入って、自分の持ってるものに全部触ってから、夜中になってやっと、これから散歩に行ってくる。それから寝るといことになる、朝になってるんですよ。そういうようなことを家族が言ってくると、私もなるほどなと思うんだけど、それがなかなか難しいんですよ。

それから老人施設行けば老人施設、今度はもう認知症になってしまう、これもまた大変なんですよ。一概に認知症だっていったって、これもまたピンからキリまであって、も

う私も現場ばかり来たもので、皆さん方理論的にはいろんなことわかってる人がおられると思いますけど、現場で鍛えられたというのが私のやり方なので、理論的にどうだかと言われるとちょっとわからないけれども、そういうようなことで、すべて私のは現場主義だったということですよ。精神病院でも、アルコール依存症とかいろんなのがあっても、言葉ではわかっている、いざとなるとそれができない。特にアル中なんか、自分ではアル中じゃないと思ってる、みんなそう思ってるわけですよ。ところがはたから見れば立派なアル中なんだけれども、本人に言わせるとなめる程度しか飲んでない。これが現実なんです。だから現実を認識していないと、これは物事がうまくいかないし、現場ばかり入ってしまうという、今度理論的なことが全然わからなくなってしまいうという。これが専門バカというか、私らに言わせるとそうなるんですよ。

(富田副会長)

皆さんの意見を総合すると、情報なんじゃないかなと思いました。会社も、情報がないから障がい者の活用の仕方がわからないとか、あとやり方を変えればできるんだというのをわかってないとか、あと私保護者としては、保護者って何となく障がい者抱えて大変でかわいそうとか思うんでしょうけど、育て方によって全然子どもの育ち方が違うので、保護者もやっぱり勉強していかなきゃいけないですよ。そういうのもやっぱり伝えていきたいなとは私は思っている、この会はそういうふうな啓発というか、そういうことができればすごくすばらしいのではないかなというふうに思いました。

なので、あとスケジュールの件は課長にお願いして、あとはよろしくお願いします。

(美の委員)

最後に1つ、お互い話し合うことも大事で、今日はまず最初でしたので、それぞれが持っている情報を頂戴しましたが、これだけの方が集まる中では、やはり先ほど申し上げた、情報ということで最後取りまとめていただいた、ではその情報とはどういう形で、障がい者のために生かしていけばいいのかとか、そういうことをやっぱり指導、せつかく担当者もいますので、何らかの形で次回集まるときに、今とりとめもなくみんな話しましたが、任にあるところの中で、どの方向に障がい者、私すごい今共感してるのは、やはり現場でやられたご経験もそうですし、いろいろな学術的な面から見たのも、結局は障がい者そのものを支援するためには、それを支える人たちをどう支えるかとか、知ってもらおうかということ整理をすることが、最終的には障がい者を支援する仕組みなんだなというのと、今日言われた、主な施策はさっき林先生に言われてぺろっとめくったら、確かにいろんなものがあるけど、総額からしてみるとこんなもんだから、結局ようかん切ってみたらちっちゃかったということが、このまま続けていいことなのか、もしくは時代とともに、20年先30年先を見越して、今からこういうふうなことを始めておくべきではないかということ、われわれが示すことができることがあれば、これは今後執行部の施策の中に大きな影響を与える場所だと思っておりますので、そういった観点で次回の席をお考えいただくと、大変ありがたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

(廣川委員)

課長さん、簡単に理解できるような表題というか、何かつくってもらうとありがたいね。簡単に言うと、今回の障がい者福祉専門部会のあり方でもないし。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

会議のということですか。

(廣川委員)

そうそう。会議の、今美のさんがおっしゃったみたいに、将来像を見込んだ、何て言えばいいんだろうね。

(事務局：障がい福祉課 長浜課長)

私どももちょっと戻って確認しますが、基本的には、障がい福祉に関することを議論したければ、いつでも議論していい会議だと思うんですね。ただ、どちらかと言うと、こういう行政がやる会議は、行政の私が言うのもあれなんですけれども、どうしても委員の皆様方の形で会を開催するというよりは、私どもの都合で会を開催するというのが通常の形になっているので、普段は私どもが説明したいこと、意見を聞きたいことがあるときに会議を開催する。それ以外のときは委員の方から、こういうことで会議をしたいからっていう話が来れば考えるんですけど、来ないのでやってないというのが、多分実情だと思うんですね。だからこういうことしかやれませんよというのは、ここについては障がい福祉専門部会とっているんで、障がい福祉に関することであれば、どんなことでも委員の方がやりたければできる。あとは事務的にだとか、いろんなこちらの都合上、会議という形でできるか、会議じゃなくてこういう形でしかできないんだとか、時期をずらしてくれないかとかいう話になってくると思うので、今日お話を聞いてると、私ども分科会今回初めてなんですよ。基本、全体会をやるときに必ず分科会をやっていたかというのと、私3年間いて今回初めてなので、今までは全体会だけしかやってなかったと思うんです。分科会は、今回は会長、副会長を決めなきゃいけないので、分科会を開く必要があったので開きましたけど、それ以外のときは分科会を、私らとしても特別大きく報告することもなし、委員の皆さんからも開く意思がなかったんで、やってなかったと思うんですね。今日のお話を聞くと、今回の委員さんについては、いろいろと意見交換をしたいとか、勉強も含めてしたいという意見も今回あったので、できるかどうかはこちらで確認しますし、開催したいということであれば、もう障がい福祉の範疇であれば、委員の皆さんがやりたいということであればできるのかなと思います。あとは申し訳ないんですけど、私たちの都合とかによろしいと思います。

(富田副会長)

以上で予定された内容はすべて終了しました。本日は円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

富田副会長、ありがとうございました。以上で、令和2年度第1回新潟市社会福祉審議会障がい者専門分科会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。